

江戸時代の旅

今回は、江戸時代の旅に関わる本を集めました。五街道・宿場町・伝馬・伝馬触・旅籠・木賃宿・宿駅問屋・問屋場・関所・往来手形・参勤交代・大名行列・本陣・脇本陣・大井川の渡しなどに関わる本をご紹介します。

五街道は、江戸幕府が統治を目的に整備し慶長から元和期に道筋が決まったといわれます。街道には宿場町を設け、宿駅制度の整備以降、宿場町が全国的に発達しました。宿場町には、問屋・本陣・脇本陣・旅籠が整備され、運輸と通信のため人馬を提供しました。江戸時代の宿駅や伝馬の制度は公用旅行者のためにありましたが、庶民の往来が盛んになると宿場町の施設も変容しています。また、大名の参勤交代は、水陸交通の整備と宿場町の繁栄、江戸文化の地方伝播、庶民文化の発達、全国の人心の一体化傾向を促進したといわれます。

[資料リスト](#)

五 街 道

江戸時代の主要街道である、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中を五街道といいます。また、その付属街道を含めることもあります。

東海道と中山道は江戸と京・大坂を結ぶため、日光道中は日光東照宮に行くため、奥州道中は日光道中を宇都宮から分岐して陸奥に至るため、甲州道中は親藩領であった甲斐と結ぶために整備されました。五街道は慶長(1596-1614)期から元和(1615-1623)期にかけて、その道筋は決まり、その呼称は享保元年(1716)に幕府が公定しています。各街道には宿を設け、人馬を常備して旅客・荷物・通信の運搬や伝達にあたらせ、休憩や宿泊のために、旅籠屋や木賃宿などの施設を整えました。なお、それらは公用が優先されました。

東海道は古代の東海道の国々を通り、江戸から京の126里6町1間の距離に53宿を置きました。なお、大津から4宿を経て大坂に至る道も東海道と称し、距離は13里34町でした。

中山道は古代の東山道の国々を通り、近江の守山から東海道の草津宿に至ります。その距離は129里10町8間で67宿を置きます。木曾を通るので木曾路ともいわれました。なお、草津・大津を経て京までは135里34町10間、69宿になります。

日光道中は千住より栗橋・古河・宇都宮を経て、日光町の鉢石から日光の坊中に至ります。江戸から坊中まで36里11町20間で、その間に23宿が置かれました。

奥州道中は宇都宮までは日光道中と共用です。そこから分かれて白沢・喜連川・大田原などを経て白川(福島県白河市)まで10宿、江戸から白川まで48里30町34間半、宇都宮から21里18町14間半です。白川から先は奥州路で、郡山・福島・仙台・盛岡方面から三厩へ達します。

甲州道中は江戸から甲府までが慶長9年(1604)頃までに整備され、数年後には中山道の下諏訪宿に達しました。江戸と下諏訪宿の間は53里24町余で、その間に44宿が置かれました。

五街道は初めから幕府直轄で、道中奉行の設置後はその管理下に置かれました。道幅は4間前後で、広くて6間から7間、箱根峠は大部分2間でした。

宿（しゆく）

宿は旅宿の並ぶ集落のことで、江戸時代には交通運輸の機関となり、明治維新後は地方行政の単位となりました。名称は江戸幕府は宿を正規としましたが、駅・宿駅・伝馬宿・馬継（馬次）・馬継場などともいわれました。

鎌倉幕府は全国的な交通網は整備しませんでした。鎌倉ー京都間の東海道には、宿ごとに人馬を常備して使節や飛脚の用に供しました。室町幕府は宿駅制度は規定しませんでした。戦国大名は各々の勢力範囲に**伝馬制度**を整備しています。江戸幕府の**宿駅制度**も戦国時代の伝馬制度を拡充したものです。東海道や中山道の多くの宿は慶長6年(1601)には成立したといわれ、宿は中世以来の宿駅を元にした所と、新しく造成された所があります。

宿の機能は運輸・通信・休泊などですが、運輸と通信のためには人馬を常備して、公用旅行者のために提供しました。公用旅行者は朱印または証文を携帯し、公用人馬に余裕がある場合は、一般旅行者も馬士や人足を相対賃銭で使用しました。

寛永頃各宿では、東海道は100人・100疋、中山道は50人・50疋、日光道中・甲州道中・奥州道中などは25人・25疋を1日に提供することを原則としました。これらの人馬数を超えた場合は近村の助人馬を求め、のち助郷制度が確立しました。

宿は交通機関として発達したほか文化の流通路でもあり、遠隔地の情報が最も早く伝わる所でした。また、江戸周辺の品川・板橋・千住・内藤新宿のように、歓楽地として繁栄した所もあります。

宿場町（しゆくばまち）

宿場町が全国的に発達するのは、江戸幕府による宿駅制度の整備以降です。江戸幕府は馬役および人足役を負担させるために宿（宿駅）を設置しました。街道に沿って屋敷割を行い、問屋・本陣・脇本陣などを宿の中央部に配置しました。宿の両端には枡形を設け、街道の中央または両側には用水路が作られました。

宿では、付近の農漁村の生産物なども売られその名物になりました。東海道では桑名の蛤、大津の大津絵など、中山道では鴻巣の雛、奈良井の檜物細工、鳥居本の丸薬などがあります。また、旅籠屋に飯盛女（幕府の法令では食売女）が2人、茶店に給仕女が1軒に2人と定められていました。

伝馬（てんま）

江戸幕府は五街道などの宿（宿駅）に、幕府の物資輸送と役人往来のための人馬を提供する**伝馬役**を課しました。伝馬とは公用旅行者などを運ぶため、人馬勤めに従事する事をいいます。江戸幕府は、五街道の伝馬制度を関ヶ原の戦いの直後から創設を始め、幕府政治の確立に伴う伝馬使役の増大に対応し、また、島原の乱を契機に軍事輸送にも対応可能な宿の拡充を図りました。その後、享保改革の中で五街道の伝馬制は完成されたといえます。この段階で五街道などの宿が人馬継立のため常備する御定人馬は寛永期と同数とみられます。

伝馬利用は、将軍の朱印状と老中などの証文による幕府役人ほか公用旅行者の宿送りは無

賃で、その者達が伝馬の利用を許可された文書は、伝馬の朱印・伝馬手形・宿送手形などといひます。宿送りの種類には朱印・証文・無賃・御定賃銭・雇上げなどがありました。一般人の旅行者は自身で通行するか、相対雇の人馬継立で通行しました。なお、一般人の賃銭は御定賃銭の約2倍といわれています。

助郷・伝馬触（すけごう・てんまふれ）

幕府・大名などの公用の必要人馬数が、先触によって通行する宿（宿駅）に伝えられると、宿では必要な人馬数を用意しておく必要がありました。宿では一日に負担する人馬数が定められていましたので、それを超えた場合は、助郷村（宿周辺に設定された補助的に人馬を提供する宿駅近傍の村々、あるいはその課役・制度）から人馬の徴発を行う必要がありました。

助郷村へ石高に基づく人馬の割当が行われ、必要な人馬数を記した伝馬触（触状）が宿から各助郷村に届けられました。伝馬触の届いた各村は、人馬を前夜のうちに宿に待機する必要があったため、農作業に支障をきたしました。

宿 駅 問 屋

宿駅問屋は江戸時代の宿（宿駅）において、伝馬・商品荷物の継立、御用通行の宿泊の差配などの宿業務を行った宿役人の長をいひます。一般に問屋には宿の最有力の者が就任し、名主（庄屋）を兼帯しました。宿の問屋数は1～3名のところが多くありました。江戸時代の初めは宿の人馬を利用する商品荷物が多かったものの、17世紀の中頃には伝馬利用は増大しましたが、商品荷物は水運での輸送が多くなり宿人馬による運送量は伸び悩みました。

問 屋 場（といやば）

問屋場は江戸時代の宿（宿駅）において、人馬の継立・御用旅宿の手配など宿駅業務を取り扱う施設をいひます。伝馬人足の継立を主に行いますが、商品荷物運送の取り扱いにも従事しました。宿に複数の問屋場がある場合は、日を限って交代で業務を行いました。問屋場は宿役人の問屋宅に設けられるところが多く、問屋・その補佐の年寄・帳付・馬指・人足指などが詰めていました。問屋場の帳場は腰高に造られており、荷物の重量検査のための秤を常備し、建物の裏手には馬小屋と人足部屋が設置されていました。

旅 籠 屋（はたごや）

江戸時代、街道の宿（宿駅）において本陣・脇本陣以外に、主に武士や一般庶民などが宿泊した食事付の旅宿をいひます。旅籠屋の成立時期は、一説では江戸時代の前・中期といわれています。但し、成立後時を置かずに平旅籠屋と飯盛女を置く飯盛旅籠屋に分かれました。各街道の旅籠屋は規模から大・中・小に分類され、家屋構造は二階建てで、土間・板の間・部屋・座敷・勝手向・土蔵・湯殿・雪隠などからなります。なお、平旅籠屋は表通りに表札をかけて、広い土間・板の間を見晴しにしますが、飯盛旅籠屋は表札が無くて土間が狭く、

格子をした板の間の後ろに飯盛女を並べる畳敷きの見世を設置しました。

木賃宿(きちんやど)

木賃は木銭・薪代のこと、戦国時代の元龜年間(1570-73)頃、庶民は米・糶ほしいなどを携帯して旅行しました。宿泊者は宿屋からは薪を得て自ら飯を炊くなどしたため、木賃宿(木銭宿)といいます。慶長年間(1596-1615)もほぼその継続でした。その後宿屋に旅籠形式の宿泊が普及しますと、木賃宿は上・下に分極化しました。一方は本陣における参勤交代の大名の自身賄であり、もう一方は零細な庶民の安宿です。特に江戸時代後期は、大道商人・助郷人足・日雇稼などを対象とする旅宿を意味しました。また、木賃宿の経営者も無高か、少ない石高の所持者でした。

関所

江戸時代の関所は、「出女・入鉄炮」を統制するために、江戸幕府により設置されました。設立目的は、大名統制に加えて江戸防衛を担う政治・軍事的機関説と、軍事的性格を否定する治安警察的機関説の二つの見解に加え、政治・軍事的な機関として設立され、その後治安警察的施設としての機能を強めたとする見解もあります。

徳川氏は、関ヶ原の戦後には今切・気賀の関所や、近江の山中関所などを設置しました。大坂の陣後には、確保した大名の人質の逃亡を防ぎ、交通路の整備にも対応するために定船場を定め、さらに、東海道や中山道の主要な関所である、箱根・碓氷・木曾福島じょうふなばの関所は移転新設されました。その後も関所が新設され、寛永10年(1633)には証人と手形発行を司る留守居が定設されました。ついで寛永12年(1635)の「武家諸法度」で私関の禁止と、新法の津留つどめ(領主が領内外における特定物資の移出入を禁止・制限すること)の制禁(禁止)を諸大名に命じ、幕府の関所制度が確立しました。幕府が「出女・入鉄炮」取締りのために設けた以外の関所は原則否定され、諸藩領などが設けた関所は口留番所や番所と呼ばれました。その後、万治2年(1659)に江戸市中の女手形が町奉行所発行に改められました。また、海上交通の増大や流通統制のため、享保5年(1720)に下田番所を廃して浦賀番所を新設しました。この段階で関所は53か所を数えたといいます。ペリー来航後の幕府権力失墜の中で、文久2年(1862)に参勤交代制度の変更で大名の妻子の帰国が許され、慶応3年(1867)には関所改めが大幅に緩和されました。そして幕府崩壊後の明治2年(1869)に関所は廃止されました。

往来手形ほか

往来手形：江戸時代、庶民が旅行する際に必ず携行した身許証明書です。発行者は主に菩提寺で、名主(庄屋)・組頭連署の場合もありました。記載内容は、手形所持者の名前・住所・宗旨名・檀那寺名・旅行目的(温泉場湯治・諸国神社仏閣参詣など)などでした。

関所手形：往来手形が庶民のみ必要であるのに対し、これは身分の上下に関わらず必要としました。男子は関所手形を必要とせず、往来手形の検閲のみで事が足りましたが、女子は上り・下りを区別し、地域を分けた特定の発行者による女手形を関所に提出する義務があり

ました。江戸を出て東海道を上る女子は、箱根・新居と宛名のみ異なる同一文面の関所手形を用意しました。

鉄炮手形：鉄炮を輸送する時も、江戸に入る時に限り老中の発行する鉄炮手形が必要でした。また、囚人・乱心・手負い・死骸などの常態でない者の場合も、男女の別なく所定の手形を関所に差出す必要がありました。

参勤交代

江戸時代、諸大名が一定の時期を限って江戸に伺候することを「参勤」といい、領国に就くことを「交代」といいます。

寛永12年(1635)6月21日の「武家諸法度」において、「大名小名在江戸交替所相定也、毎歳夏四月中可致参勤」と定め、大名は毎年4月交替で江戸に参勤することになりました。のち同19年(1642)には、基本的に下記のようにになりました。

交代時期	在府在国期間	対象大名	備考
4月交代	在府在国1年	外様大名	4月に帰国するまで1年間在府、帰国後は次の年の4月まで在国。
2月交代	在府在国半年	関8州内に在る譜代大名	8月に参勤し、6か月の在府後翌年の2月に帰国。
8月交代			2月に参勤し、6か月の在府後8月に帰国。
6月交代	在府在国1年	一般の譜代大名	6月に参勤し、翌年の6月に帰国。
8月交代			実際は12月に参勤し、翌年の8月に帰国。

但し、御三家のうち尾張家と紀伊家は、3月交代で在府・在国が各1年。水戸家は江戸常住(定府)。老中・若年寄・奉行なども定府。対馬の宗氏は3年一勤。蝦夷地の松前氏は6年一勤。慶安元年(1648)以降は黒田・鍋島両氏が長崎警備のため、11月参勤2月帰国を各交代。貞享3年(1686)以降は旗本30余家(交代寄合)にも隔年の参勤が義務付けられました。

享保7年(1722)、幕府は財政窮乏を打開するため大名より高1万石につき100石の上米を実施しました。その代わり在府期間を短縮し、交代時期を3月・9月に変更して在府半年・在国1年半、半年交代の譜代大名は1年在国としました。しかし、同15年には上米を免じて参勤交代を元の制度に戻しました。

文久2年(1862)には幕政改革により、大名は3年に1年または100日の在府、その妻・嫡子とも在府・在国が自由になりました。これは幕府の大名統制力が低下したことを表しています。

参勤交代制度は、諸大名の地方割拠を抑制して中央集権化に絶大な効果がありました。一方大名は江戸と在国との2重生活によって繁忙と経済的窮乏に苦しみました。しかし、経済的には江戸・京・大坂の三都を中核とする国内市場の形成や、水陸交通路の整備と宿場町などの繁栄が、文化・思想面では江戸文化の地方伝播と、庶民文化の発達などがみられました。

大名行列

大名が参勤交代などの時に、隊伍を整えて行く行列です。家格・石高・家風などによって規模や装備は異なります。元和元年(1615)の「武家諸法度」で、参勤の際は100万石以下20

万石以上は 20 騎以下とし、10 万石以下はそれに準ずることとしました。これに歩行の家臣や小者・中間などを加えると多数になり、加賀藩前田家では 2500 人、薩摩藩島津家は 1200 人にもなりました。幕府は承応 2 年(1653)、元禄 14 年(1701)、宝永元年(1704)などに従者数を制限するよう命じました。さらに、享保 6 年(1721)には在江戸人数を定めて参勤の従者を減らすよう命じました。行列は先払いのあとに槍・鉄炮・弓・鉄箱・立傘・具足櫃などが先行し、その後に供侍に囲まれた藩主の駕籠（または乗馬）、ついで近従士・長持・具足櫃などが続きました、なお、行進は一日に 8~9 里を行くのでかなりの速度でした。

本陣・脇本陣

本陣は、江戸時代に街道の宿（宿駅）において参勤交代の大小名や、勅使・宮門跡・公卿・幕吏などが休泊した民営の大旅館です。本陣は 1 宿に 1 軒という原則はなく、概して山越・渡河・渡海・追分など交通の要衝に多く設けられる傾向がありました。例えば箱根・浜松・兵庫・御油（愛知県豊川市）などです。

本陣は原則として平屋建てで、厳めしい門構え・広い玄関・書院造りの上段の間・泉水つきの庭園を備えていました。本陣は宿の成立以来の旧家が家職とすることが多く、名主役や問屋役も兼帯したようです。

東海道などでは、本陣の主人が平面図を用意して、前もって定宿の大名に差し出しておき、宿泊する際の部屋割りの便宜を図りました。参勤交代の大名は 1 年または数か月前に休泊予約の触れを出し、休泊の数日前に担当役人が本陣を訪れ、部屋割りや宿料などの交渉をしました。止泊当日には門前などに大名の名前などを記した関札（宿札）を立てました。大名の食事は、随行の料理人が一部本陣の家族などを手伝いに使って御膳所で自身賄いをしました。但し、中小大名の中には料理人を連れずに本陣賄いの食事をとる者もいました。

脇本陣は、江戸時代に宿（宿駅）に設置された本陣の補助的な旅宿です。江戸時代の中期以降に設置されたいいます。脇本陣には本陣に次ぐ名望家選ばれ、大旅籠を改造・転化したものが多く、本陣と違い二階建の建物が少なからずあります。また、屋敷地や建坪面積は本陣に及びません。

大井川の渡

江戸時代、街道で橋や船の無い大きな川を超える時、蓮台または肩車などで渡すことを川越（かわごし）といいます。東海道では酒匂川・興津川・安倍川・大井川などで川越が行われました。中山道にも 3~4 か所ありましたが、大井川が最も有名でした。大井川の川越の場所は、島田宿と金谷宿の間、現在の国道 1 号線大井川橋の地点からやや下流にあたる付近で、川幅は 1100m 位でした。川越は朝 6 時から夕方 6 時まで行われ、越すには蓮台・肩車・馬越・棒渡しがありました。なお、自分越は許されませんでした。大井川は関所川ともいわれ、常水でも川底は丸い砂利が一杯で滑りやすく、また、流れが急なので慣れた川越人足以外は徒歩の渡りは危険でした。

大井川の常水は 2 尺 5 寸（約 75cm）が規定で、1 尺増水までは馬を使用した馬越で越すことができました。2 尺増水すると歩行越が禁止され、御状箱（幕府や各藩の文書類など）は増

水 2 尺 5 寸まで許されました。これ以上の増水になれば川留になりました。川留になると参勤交代の大名・一般旅行者は、島田・金谷などの宿に満ち、雨期には連続 10 日以上川留になることも多々ありました。これが「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」です。なお、大井川の川留と箱根・今切の両関所は東海道の 3 難所といわれました。

伊 勢 講

講は、宗教・経済・社交上の目的を達成するために組まれた結衆集団のことをいいます。江戸時代には陸海ともに交通が発達したため、各地へ旅行が可能になり、人々は他郷へ出かけることが多くなりました。聖地巡礼や社寺参詣が盛んになり、成田講・三峯講・大山講・伊勢講・善光寺講・三山講（出羽・熊野）・出雲講・白山講などが結成されました。また、富士講をはじめとする山岳講も多く結成されました。

伊勢講では、参宮を希望する者が組織を作り旅費などを頼母子講式に貯金などして経費を捻出しました。伊勢に近い地方では講員全員が参宮しましたが、遠隔地ではくじ引きで 2~3 人の代表者を選ぶ代参形式をとりました。また、江戸時代の伊勢神宮への集団参宮を御蔭参といえます。これは約 60 年周期で発生し、最初は慶安 3 年(1650)で江戸の商人たちが参宮を流行らせました。次いで宝永 2 年(1705)に京都で発生し、江戸から安芸・阿波に及んで 300 万人以上が参宮したといえます。3 度目は明和 8 年(1771)に山城で始まり、東北を除く全国に拡散して約 200 万人が参宮しました。4 度目が天保元年(1830)で、阿波から始まり地域的には明和の時程ではありませんが、参宮者は 500 万人に達したといわれます。御蔭参は都市・近郊農村を中心に起こり、参加者は主に商工業の奉公人・農村の労働者であったと思われる。

浪 花 講

浪花講は、江戸時代における旅館組合のことです。大坂の松屋甚四郎と手代源助、及び江戸の鍋屋甚八により文化元年(1804)に創設されました。優良旅宿や休憩所を指定し、看板を交付しました。指定旅館などが講の規則に違反した場合は指定取消しも行いました。指定旅館の範囲は五街道を始め全国に及びました。同様の組織として天保元年(1830)創設の三都講、安政 2 年(1855)頃創設の東講などがあります。

【出典】

- 『国史大辞典』1 巻「伊勢講」桜井徳太郎 吉川弘文館 昭和 54 年
- 『国史大辞典』2 巻「大井川の渡」若林淳之、「往来手形」近藤恒次、「御蔭参」藤谷俊雄 吉川弘文館 昭和 55 年
- 『国史大辞典』4 巻「木賃宿」丸山雍成 吉川弘文館 昭和 59 年
- 『国史大辞典』5 巻「講」桜井徳太郎、「五街道」児玉幸多 吉川弘文館 昭和 60 年
- 『国史大辞典』6 巻「参勤交代」丸山雍成 吉川弘文館 昭和 60 年
- 『国史大辞典』7 巻「宿」児玉幸多 吉川弘文館 昭和 61 年
- 『国史大辞典』8 巻「関所」深井甚三、「大名行列」児玉幸多、「伝馬」深井甚三、「伝馬触」土田良一 吉川弘文館 昭和 63 年
- 『国史大辞典』10 巻「問屋」深井甚三、「問屋場」深井甚三、「浪花講」山本光正 吉川弘文館 平成元年
- 『国史大辞典』11 巻「旅籠屋」丸山雍成 吉川弘文館 平成 2 年
- 『国史大辞典』12 巻「本陣」丸山雍成 吉川弘文館 平成 3 年
- 『国史大辞典』14 巻「脇本陣」丸山雍成 吉川弘文館 平成 5 年
- 『参勤交代道中記』 忠田敏男 平凡社 平成 5 年

